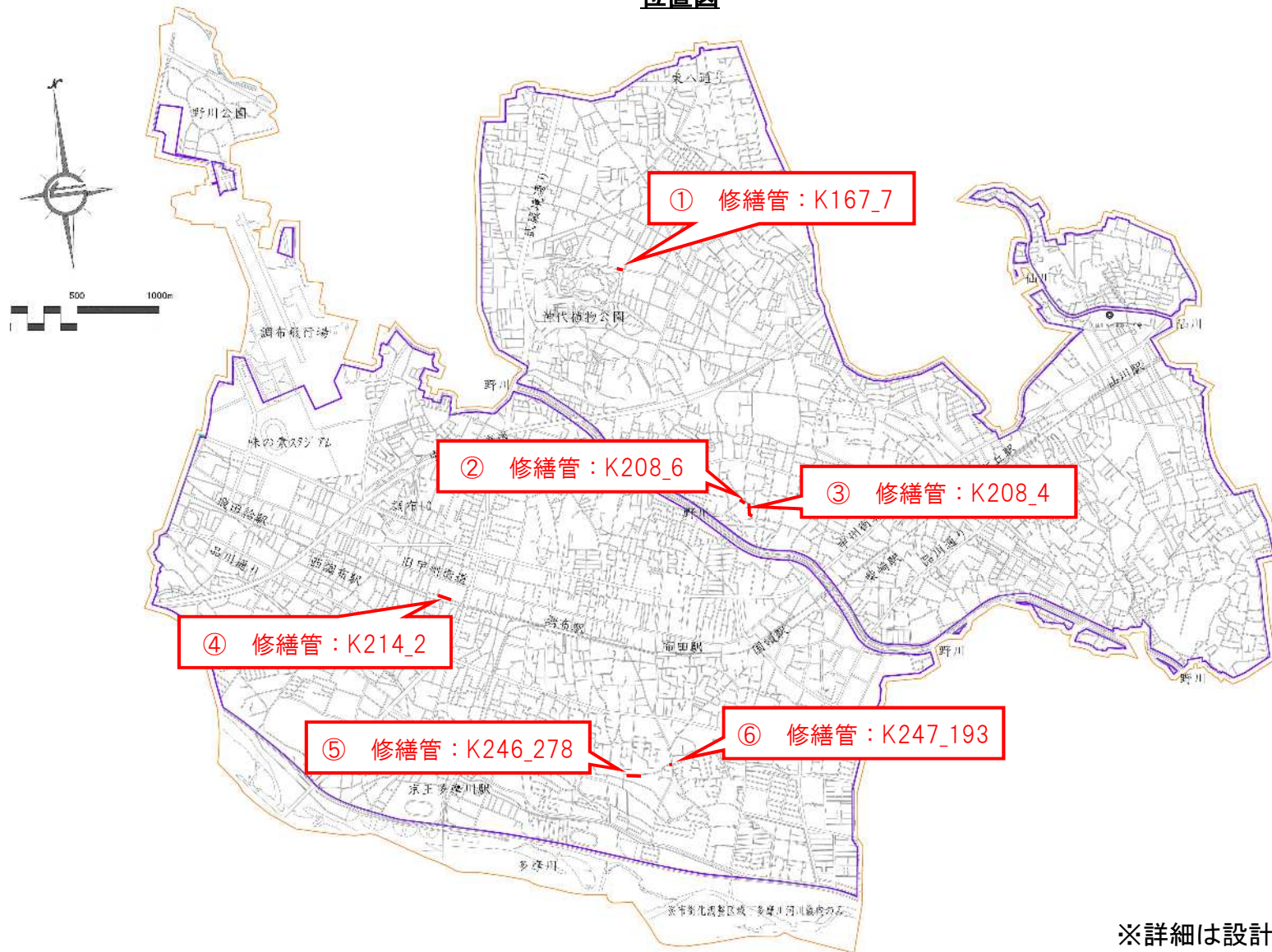


工 事 設 計 書			
工事番号	H507101000-0	作成部課	調布市環境部下水道課
作成月日	令和7年4月7日	路線名等	K167_7・K208_6・K208_4 K214_2・K246_278・K247_193
工事件名	令和7年度下水道ストックマネジメント修繕工事	施工方法	請負
工事箇所	調布市深大寺北町2丁目1番地先ほか5箇所	工 期	令和7年10月31日 まで
施工理由	本工事は、調布市下水道ビジョンに位置付けられた、調布市下水道ストックマネジメント計画に基づき実施するものであり、老朽化した管きよの修繕工事を実施するものです。		
設計概要	令和7年度下水道ストックマネジメント修繕工事 管渠修繕工 (1) K167_7(φ1500mm) ① 断面修復工 ② 既設構造物撤去工 (2) K208_6(矩形2400*2400) ① 漏水処理工 ② 既設構造物撤去工 (3) K208_4(矩形2400*2400) ① 漏水処理工 ② 断面修復工 ③ 既設構造物撤去工 (4) K214_2(φ1500mm) ① 断面修復工 ② 既設構造物撤去工 (5) K246_278(矩形2000*1100) ① 漏水処理工 ② 断面修復工 ③ 既設構造物撤去工 (6) K247_193(矩形1800*840) ① 断面修復工 ② 既設構造物撤去工		

令和7年度下水道ストックマネジメント修繕工事 位置図



※詳細は設計図参照

(H507101000-0)

支出科目	年度 令和 7 年度		会計 調布市下水道事業会計		款 0 0 2 下水道事業費用	
	項 0 1 営業費用		目 0 1 管渠費		節 2 3 修繕費	
工事金額	区 分		金 額 (円)			
	本 工 事 費		¥			
	内 訳	工事価格計	¥			
		発生材売却費				

(H507101000-0)

工 種 別 内 訳 書 （ 総 括 書 ）				
種	別	内 容 (数量)		金 額 円 摘 要
管路		1	式	
管渠修繕工 (HP φ 1500mm) K167_7		1	式	
断面修復工		1	式	
鉄筋腐食補修工		1	式	第1号工種別内訳書
ひび割れ補修工		1	式	第2号工種別内訳書
換気設備工 120/144<風量≤150/180m3/min		1	式	
既設構造物撤去工		1	式	
コンクリート塊運搬処理 積込・運搬・処分		1	式	第3号工種別内訳書
管渠修繕工 (矩形2400*2400) K208_6		1	式	
漏水処理工		1	式	
Vカット工法		1	式	
換気設備工 120/144<風量≤150/180m3/min		1	式	
足場 1ヶ月以下		1	m2	
既設構造物撤去工		1	式	
コンクリート塊運搬処理 積込・運搬・処分		1	式	第4号工種別内訳書
管渠修繕工 (矩形2400*2400) K208_4		1	式	
漏水処理工		1	式	
止水工法		1	式	
断面修復工		1	式	
鉄筋腐食補修工		1	式	第1号工種別内訳書
換気設備工 150/180<風量≤200/240m3/min		1	式	
足場 1ヶ月以下		3	m2	

工 種 別 内 訳 書 (総 括 書)

種 別	内 容 (数量)	金 額 円	摘 要
既設構造物撤去工	1 式		
コンクリート塊運搬処理 積込・運搬・処分	1 式		第5号工種別内訳書
管渠修繕工 (HP φ1500mm) K214_2	1 式		
断面修復工	1 式		
鉄筋腐食補修工	1 式		第1号工種別内訳書
換気設備工 風量 0～50/60m3/min	1 式		
既設構造物撤去工	1 式		
コンクリート塊運搬処理 積込・運搬・処分	1 式		第6号工種別内訳書
管渠修繕工 (矩形2000*1100) K246_278	1 式		
漏水処理工	1 式		
止水工法	1 式		
断面修復工	1 式		
鉄筋腐食補修工	1 式		第1号工種別内訳書
ひび割れ補修工	1 式		第7号工種別内訳書
換気設備工 風量 0～50/60m3/min	1 式		
既設構造物撤去工	1 式		
コンクリート塊運搬処理 積込・運搬・処分	1 式		第8号工種別内訳書
管渠修繕工 (矩形1800*840) K247_193	1 式		
断面修復工	1 式		
鉄筋腐食補修工	1 式		第1号工種別内訳書
ひび割れ補修工	1 式		第2号工種別内訳書
換気設備工 150/180<風量≤200/240m3/min	1 式		

工 種 別 内 訳 書 (総 括 書)

種 別	内 容 (数量)		金 額 円	摘 要
既設構造物撤去工	1	式		
コンクリート塊運搬処理 積込・運搬・処分	1	式		第9号工種別内訳書
安全管理費	1	式		
交通誘導警備員	1	式		第10号工種別内訳書
直接工事費				
共通仮設費	1	式		
対象額	1	式		
率計算分	1	式		
純工事費				
現場管理費	1	式		
対象額	1	式		
率計算分	1	式		
工事原価				
一般管理費等	1	式		
一般管理費	1	式		
対象額	1	式		
率計算分	1	式		
契約保証費	1	式		
工事価格				
消費税等相当額	1	式		
本工事費				

[illegible]

[illegible]

工 種 別 内 訳 書						
第3号 A810967 A06						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種 内 訳						
コンクリート塊運搬処理 1式	積込・運搬・処分					
人力運搬（積込み～運搬～取卸し）	80m以下	0.1	m ³			
トラック運転	2t積（運転時間当り）	0.42	時間			
受入費	コンクリート塊（無筋）	1	m ³			
合 計		1	式			

[illegible]

工 種 別 内 訳 書						
第5号 A810967 A02						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種 内 訳						
コンクリート塊運搬処理 1式	積込・運搬・処分					
人力運搬（積込み～運搬～取卸し）	100m以下	0.1	m ³			
ダンプトラック運転	2 t 積級（運転時間当り）割増なし	0.42	時間			
合 計		1	式			

[illegible]

第7号 工 種 別 内 訳 書
A000000000006 A04

種 別		形 寸	状 法	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種								
内 訳								
ひび割れ補修工 1式								
防食塗装工				1	式			
合 計				1	式			

第8号

A810967 A04

工 種 別 内 訳 書

種 別		形 状 寸 法	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種							
内 訳							
コンクリート塊運搬処理 1式		積込・運搬・処分					
人力運搬（積込み～運搬～取卸し）		40m以下	0.1	m ³			
ダンプトラック運転		2 t 積級（運転時間当り）割増なし	0.42	時間			
合 計			1	式			

[illegible]

工 種 別 内 訳 書						
第10号 A000000000001 A01						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種 内 訳						
交通誘導警備員 1式						
交通誘導警備員B		220	人			通期
合 計		1	式			

令和 7 年度下水道ストックマネジメント修繕工事

特記仕様書

第 1 節 一般事項

1.1 適用範囲及び一般事項

- (1) この特記仕様書は、東京都下水道局の土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書でこの工事に適用する。また、東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。
- (2) この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。
- (3) 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率(小数点第 3 位以下切捨)で表示した一覧表とする。
- (5) 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から 7 日以内に受注者に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費構成書は、契約図書としては取り扱わないものとする。
- (7) この工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用とする。

ア 東京都建設局	「土木材料仕様書」
イ 東京都下水道局	「下水道局材料検査実施基準」
ウ 東京都下水道局	「土木工事施工管理基準」
エ 東京都下水道局	「工事記録写真撮影基準」
オ 東京都下水道局	「受注者等提出書類基準」
カ 東京都建設局	「建設局標準構造図集」
キ 東京都建設局	「電子納品運用ガイドライン」
ク 東京都下水道局	「東京都下水道設計標準」
ケ 東京都下水道局	「東京都排水設備要綱」
コ 東京都都市整備局	「東京都建設リサイクルガイドライン」
サ 東京都都市整備局	「東京都建設泥土リサイクル指針」

- (8) 標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工事・項目については適用しないものとする。
- (9) 特記仕様書と図面との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

1.2 用語の定義

(1) 監督員

監督員とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び打ち切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、現場監督業務の掌理を行うもので契約書に基づき通知した者をいう。

(2) 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

(3) 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面及び入札参加者質問受付時に受理した契約条件に関する質問に対して調布市が回答する質問回答書をいう。

(4) 仕様書

仕様書とは各工事に共通する標準仕様書と工事ごとに定める特記仕様書とを総称していう。

(5) 図面

図面とは、入札に際して調布市が示した設計図及び変更または追加された設計図をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

(6) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

(7) 承諾

承諾とは、契約図書の承諾事項について、当局又は監督員と受注者とが書面により合意することをいう。

(8) 協議

協議とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者とが対等の

立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。

(9) 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(10) 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

(11) 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

(12) 通知

通知とは、当局若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が当局若しくは監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

(13) 連絡

連絡とは、監督員と受注者との間で、契約書第 17 条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

(14) 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は記名押印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書類と差し替えるものとする。

なお、関係規定等で書面又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取扱う。

(15) 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(16) 立会い

立会いとは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(17) 工事記録写真

工事記録写真とは、施工管理の手段として各工事の工事着手前、工事中及び工事完了後に、工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害状況等を、当局が別途定める附則－7「工事記録写真撮影要領」に基づき撮影したものをいう。

(18) 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定が無い場合、調布市が承認した試験機関で確認を得た品質又は当局が承諾した品質をいう。

1.3 工期設定等

(1) 工期について

- 準備工：40日
- 実日数：45日（降雨（猛暑日補正有り）割増含む）
- 後片付け工：15日
- 祝日等：暦どおり，夏季休暇5日間

(2) 交通誘導員（交代要員含む）について

交通誘導員B昼間：220人

(3) 週休2日制工事について

- ①本工事は、週休2日制工事である。
- ②受注者は、原則、現場閉所による週休2日制で施工すること。
- ③受注者は、交代制を行う場合、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。
- ④発注時における積算には4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とする。
- ⑤週休2日制または交代制の実施に当たっては、「調布市週休2日制工事実施要領」に基づき行うこと。

1.4 監督員の権限等

(1) 一般事項

契約書に基づき、調布市が定める当該工事の監督員は次のとおりとする。

- ① 総括監督員
- ② 主任監督員
- ③ 担当監督員

(2) 監督員の権限

- ①工事における監督員の権限は、契約書に規定した事項である。
- ②監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者に対して行うことができる。
- ③監督員が①に掲げる権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただ

し、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面により指示内容等を確認するものとする。

(3) 受注者の権限

受注者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行うものとし、主任監督員が不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。

1.5 設計図書の照査等

(1) 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図又は電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

(2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は、その要求に従わなければならない。

1.6 受注者相互の協力

受注者は、契約書に基づき、隣接工事又は関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。

1.7 設計図書の変更

(1) 一般事項

設計図書の変更とは、設計図書を調布市が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき修正することをいう。

(2) 設計図書の変更など

契約書に規定する設計図書の変更，工事の中止，工期の変更等は事前協議のうえ適切に行われなければならない。

1.8 警報発表時の工事中止

受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水又は暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。また、大雨、暴風特別警報が発表された場合には、工事中止を継続するとともに、直ちに当該工事の従事者が命を守る行動をとるように、対応を図らなければならない。なお、これにより発生した費用の増加については、受注者負担とする。

1.9 工期変更

(1) 一般事項

契約書各条各項に基づく工期の変更については工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者で協議するものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

(2) 設計図書の変更等

受注者は、設計図書の変更または訂正が行われた場合は、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

(3) 工期の延長

受注者は契約書に規定する工期の延長を求める場合は事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付のうえ、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1.10 履行報告及び提出種類

(1) 一般事項

受注者は、必要に応じて履行状況を監督員に報告しなければならない。

(2) 報告様式

受注者が提出する工事施工に係る提出書類の様式及び提出時期は別途定めるものによる。なお、標準仕様書附則-25 の表に掲げるものについては原則として電子化しなければならない。

1.11 環境対策

(1) 環境保全

受注者は、当該工事の施行に伴って生ずる環境への負担の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、調布市が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。

(2) 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

(3) 工作物等の機能保全

受注者は、現場及び周辺の地上・地下の工作物、樹木、井戸等に損失又は機能低下をきたさないように事前に調査を行い、管理者又は所有者と協議し必要な措置を講じなければならない。

(4) 応急措置

受注者は、工事の影響によって第三者の家屋その他の工作物に損傷が発生した場合は、監督員に報告するとともにその損傷が第三者の日常生活、営業等に著しい支障を与えているときは、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除かなければならない。なお、応急措置の費用は受注者の負担とする。

(5) 第三者への損害

受注者は、工事の施行に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、第三者に対して和解成立まで誠意を持って交渉しなければならない。

(6) アイドリングストップ

受注者は、自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐・停車するときは、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）を行うよう適切な措置を講じなければならない。

(7) 環境により良い自動車の利用

自動車を使用し、又は利用する場合、次の事項によらなければならない。

①「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都 条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能

な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。

(8) ディーゼルエンジン仕様の自動車等の燃料

①受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする特定特殊自動車を使用する場合は、J I Sに合った軽油を使用しなければならない。また、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

②軽油採取調査において、監督員等が建設機械等から燃料を採取する場合、調査の主旨や燃料の採取の作業方法等を事前に受注者に通知し、受注者の協力を求めることとする。なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則抜き打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず監督員及び受注者の立会いの下で行うこととする。

(9) 排出ガス対策型建設機械（一般工事用建設機械）：標準仕様書表 1.1-1

受注者は、工事の施工に当たり一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 18 年 3 月 17 日付国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。また、受注者は原則、工事の施行に当たり「一般工事用建設機械」の⑨に示す建設機械を使用すること。ただし、これにより難しい場合は当局監督員と協議する。

(10) 騒音・振動の防止

受注者は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）等に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう、適切な公害防止の措置を講ずること。また、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日付建設大臣官房技術参事官通達）を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

(11) 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、標準仕様書表 1.1-3「低騒音型・低振動型建設機械」に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月 31 日付建設省告示第 1536 号）に基づき低騒音型・低振動型建設機械と

して指定された建設機械を使用しなければならない。

(12) 特別品目、特定調達品目、調達推進品目

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号・グリーン購入法）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）及び「東京都環境物品等調達方針」（東京都）で規定する特別品目等の使用を積極的に推進するように努めなければならない。

① 一般事項

受注者は設計図書で指定する特別品目等は原則として使用しなければならない。

② 特別品目等の検討

受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない資材等においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。ただし、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を受けること。なお、特別品目等が使用可能かは、資材等の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。

③ 実績調査

受注者は、当該工事が特別品目等の調達実績の調査（建設グリーン調達実績調査等）の対象となった場合には標準仕様書 1.1.7 調査・試験に対する協力(4)及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に従い、対応しなければならない。

1.12 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、当該工事に関する関係法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 適用を受ける関係法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない

1.13 個人情報・電子情報の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いについては、調布市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て調布市の個人情報であり、調布市の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 電子情報の取扱いに関して、請負者は東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 9 月 1 日施工）と同様の水準で情報セキュリティを確保すること。

なお，請負者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより調布市が被害を被った場合には，調布市は請負者に損害賠償を請求することが出来る。調布市が請求する損害賠償額は，調布市が実際に被った損害額とする。

第2節 着手

2.1 着手届及び工程表等の提出

- (1) 受注者は設計図書に定めのある場合を除き、原則として、契約締結の日以降速やかに工事着手しなければならない。
- (2) 受注者は、定められた工程表等の必要書類を速やかに作成し、監督員に提出しなければならない。

2.2 準備作業

受注者は、下記の準備作業を契約後速やかに完了するように努めなければならない。
なお、準備作業に関する経過報告について書面で監督員に提出しなければならない。
設計図書の照査等、工事測量、官公署等への手続等、事前調査、施工計画書など

2.3 事前調査

受注者は、工事に先立ち当該工事に必要な調査を速やかに実施し、その結果を所定の様式により監督員へ提出しなければならない。

2.4 施工計画書

- (1) 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、請負者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。
なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。
ア 全体の実施工程の概要
イ 現場組織・施工体制の概要
ウ 緊急時の体制
エ 当面実施する工事の内容
オ その他監督員の指示する事項
- (3) 請負者は、本工事における施工計画書の「安全管理」に関する記述には、特に以下の内容を充分検討し明記すること。
ア 現場の特殊性（水量が多い管渠等）

- イ 危険因子の分析と対応（酸素欠乏や硫化水素，落差の大きい人孔内等）
- ウ 安全状態の確認（安全施設の種類，検知器，照明，仮設等）

2.5 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 受注者は，工事を施工するために下請負契約を締結する場合は，下請け金額にかかわらずすべての工事において，施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）には，実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合，オペレーター付きリース下請負契約はもとより，建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。
- (3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については，総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に，これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- (4) 施工体制台帳には，別に定めた様式（東京都建設局「請負者等提出書類処理基準・同実施細目（別記様式甲第143号）」）に基づき担当技術者台帳を添付するものとする。
- (5) 施工体系図の掲示に当たっては，誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

第3節 施工管理

本工事において、施工・品質管理を適正に行い適正かつ安全に施工するため、各工法協会が実施する講習を修了した有資格者に従事させること。

3.1 監理技術者

(1) 監理技術者等

受注者は「建設業法」第26条に基づき設置する主任技術者又は監理技術者については、受注者と直接的かつ恒久的な雇用関係を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次に掲げる職務を誠実に履行するものを配置しなければならない。

- ①施工計画書の作成、②工程管理、③出来形管理、④品質管理、⑤安全管理、
⑥その他技術上の管理、⑦工事の施工に従事する者の技術上の指導監督

(2) 監理技術者等の専任を要しない期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、工事完了検査日とするが、検査員から補修の指示があった場合は、補修完了の確認の日とする。

- (3) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。
また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (4) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。
- (5) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。
- (6) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業員全員に伝わるようにしなければならない。
- (7) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。
- (8) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあつては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りに

せず、主体的に遂行しなければならない。

3.2 現場代理人等

- (1) 現場代理人は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。
- (2) 受注者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者出なければならない。
- (3) 受注者は、建設業法第26条第3項に基づき設置する専任の監理技術者を配置する場合であって、当該監理技術者が所持する監理技術者資格者証が平成16年3月1日以降に交付された者について、「現場代理人通知書及び主任技術者等通知書」（「請負者等提出書類処理基準・同実施細目」）に当該監理技術者が受講した監理技術者講習修了証の写しを添付して、発注者に通知しなければならない。また、当該監理技術者は、監理技術者資格者証と合わせ、監理技術者講習修了証を常時携帯し、監督員の求めに応じてこれを提示しなければならない。ただし、平成16年2月29日以前に国土交通大臣が指定する講習（以下、「指定講習」という。）を受講し、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、指定講習の終了証を監理技術者資格者証と同一の大きさまで適宜縮小した写しを携帯すればよい。
- (4) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。
 - ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - イ 補助技術者は、下請負者（二次下請負以下を含む。）と雇用関係を有している者を配置してはならない。
- (5) 受注者が共同企業体にあっては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を配置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

3.3 工事の下請負

工事の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」という。）場合は、次の要件を満

たす下請負人を選定する。

- ・当該下請負工事に係る施工能力を有していること。
- ・調布市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中でないこと。

- (1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として請負者は認めてはならない。
- (2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、請負者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- (3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- (4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用者とする者と下請負契約を締結するものとする。
- (5) 受注者は、主たる工種に係わる主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。
- (6) 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

3.4 施工体制台帳の作成、提出など

本工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施工適正化推進要綱」及び別紙「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる

3.5 その他提出書類

提出書類については、調布市環境部が定めた「請負者等提出書類処理基準」により、定められた期日までに提出するものとし、上記基準に定めるものの他、監督員から提出を求められた事項についても、任意様式にて速やかに提出すること。なお、提出図書はA4チューブファイルに綴じ込み提出するものとし、綴じ厚が10cmを超え

る場合は分冊して提出すること。

3.6 工事实績情報の登録

受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事については、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事实績情報として「登録用データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」を出力して監督員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は、工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が、10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

3.7 工程管理

受注者は、工事全体の執行管理ができる全体詳細工程表（出来高もしくは進捗率が管理できる様式）を契約後速やかに提出するとともに、月間工程表を月初めに、週報を週初めに提出すること。

3.8 施工管理

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

(1) 品質管理の測定頻度、出来形管理の測定頻度の変更

監督員は、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定頻度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従わなければならない。これに伴う費用は、受注者負担とするものとする。

(2) 周辺への影響防止

受注者は、施行に際し施工現場周辺及び他の構造物、施設等への影響を及ぼさないように施工しなければならない。

(3) 記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事標準仕様書附則-16「土木工事施工管理基準」等により施工管理を行うとともに、同仕様書附則-7「工事記録写真撮影要領」による写真管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成

し、保管の上、工事完了までに提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

(4) 建設資材の品質記録

受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について、遅延なく作成、保管し、監督員に提出しなければならない。

3.9 施工時期及び施工時間の変更

(1) 施工時間の変更

本工事の作業時間帯は昼間施工（始業 8 時、終業 17 時、就労 8 時間）とする。

(2) 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

(3) 国道・都道部における年末又は年度末抑制期間

工事範囲の国道・都道部は、年末又は年度末期間において道路上工事の抑制（冬季抑制）対象路線となる。この場合、受注者は、施工計画立案に際し、当該道路における施工条件を十分に確認の上、監督員と協議しなければならない。具体的な抑制期間については受注者で情報収集すること。

3.10 建設副産物

受注者は建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等（以下「建設副産物」という。）の対策について、関係法令等を遵守するとともに、以下の要綱や指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保に努めなければならない。

ア 建設副産物適正処理推進要綱

イ 建設廃棄物処理指針

ウ 再生資源の利用の促進について

エ 東京都建設リサイクルガイドライン

オ 東京都建設泥土リサイクル指針

なお、受注者は掘削により発生した石、砂利、砂その他材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工にあたっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。

(1) マニフェスト

① マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は（財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

②集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

③リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提出すること。

④リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提出すること。

(2) 工事に係る資材の再資源化

本工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、設計図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）によるものとする。

①アスファルト及びコンクリート

本工事から発生するアスファルト塊及びコンクリート塊（無筋・有筋・2次製品）は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、監督員の承諾を受けること。

なお、本工事では下記の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

●搬出物：無筋コンクリート

発出先：稲城市大丸地内の再生資源化施設

運搬距離：約7.9 km

搬出量：1 m³

搬出区分：2 t 車 昼間運搬

(3) 再生資源利用計画書など

工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

①再生資源利用計画書

作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ア 土砂を搬入する工事
- イ 砕石を搬入する工事
- ウ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

②再生資源利用促進計画書（建設廃棄物処理計画書を兼ねる）

作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ア 建設発生土を搬出する工事
- イ コンクリート塊, アスファルトコンクリート塊, 建設泥土, 建設発生木材, 建設混合廃棄物を搬出する工事
- ウ 金属くず, 廃プラスチック, 紙くず, アスベスト, その他の廃棄物を搬出する工事

③搬入予定民間受入地届（民間受入地に搬出予定のものに限る。）

④建設発生土搬出のお知らせ

⑤建設発生土に係る許可証の写し（民間受入地に搬出予定のものに限る。）

⑥産業廃棄物に係る許可証の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。）

⑦廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。）

⑧運搬ルート図

⑨使用するマニフェストの様式

⑩建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。

⑪物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。
なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

⑫環境物品等使用予定（実績）チェックリスト

⑬告知書の写し

対象建設工事に係る下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）

※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム(CREDAS)」に必要なデータを入力して作成する。

※環境物品等使用予定（実績）チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ

(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>) からダウンロードなどして入手する。

(4) 建設副産物情報交換システム

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）へのデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること。

また、受注者は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により「再生資源利用（促進）計画書（実施計画書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受けること。

（問い合わせ先）

〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル 2F

財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

「建設副産物情報センター」

TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-8872

HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

3.11 過積載の防止

過積載防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとし、施工計画書に明記すること。なお、「過積載防止対策指

針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/pdf/03.pdf>)

3.12 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にしなければならない。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

3.13 工事記録写真

工事記録写真撮影基準における「工事記録写真の撮影基準」については、以下によることとする。請負者は、写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した黒板等を被写体とともに写しこまなければならない。

なお、黒板の判読が困難な場合には、別紙に必要事項を記入貼付するものとする。

工事件名，工種等，測点（位置），設計寸法，実測寸法

略図，撮影日

ただし、受注者は監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の黒板情報電子化により、工事記録写真帳を作成できるものとする。

第4節 安全衛生管理

4.1 工事中の安全対策

- (1) 路上工事における工事目的物及び内容を一般の道路利用者、沿道住民に対して、わかりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力がえられるように標示板を設置するものとする。
- (2) 工事期間中に歩行者通路を設置する場合は、適切な通路幅を確保すると共に車両の交通の用に供する部分との境には、隙間なく、さく等を設置し歩行者用通路を明確に区分しなければならない。また、歩行者を通行左折路面は、凸凹をなくし、歩行者の支障となる砂利、採石等を除去しなければならない。また、勾配が急な場合は必要に応じて会談等を設け、全体の勾配を緩くするなどの措置を講じ、店頭等がおきないように十分に配慮すること。
- (3) 受注者は、所轄警察署、道路管理者その他関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- (4) 受注者は常に気象情報等に注意を払い、台風、集中豪雨などによる災害発生の恐れがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講ずるとともに、点検結果及び措置内容を監督員に報告しなければならない。また、災害発生時においては、第三者及び作業員の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。警報解除後は現場を点検し、必要な措置を講じかつ安全を確認した後に工事を再開すること。
- (5) 受注者は、工事の施工中は、常に可燃性ガス・有毒ガス、酸素欠乏空気等の発生に備え、「労働安全衛生規則」、「酸素欠乏消等防止規則」等を遵守し、換気設備、酸素濃度等測定器などを設置するとともに、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任して、事故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。
- (6) 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

また、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ 当該工事内容等の周知徹底

ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

エ 当該工事における災害対策訓練

- オ 当該工事現場で予想される事故対策
- カ その他、安全、訓練等として必要な事項

4.2 雨天時における安全管理の対策

受託者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても工事の安全管理に万全を期するため、調布市を含む周辺について最新の気象情報を収集し、雷、大雨及び洪水注意報並びに警報の発令があった場合、または降雨による管きょ内水位の上昇が考えられるため、以下の作業中止基準を遵守するとともに、施工計画書に安全対策を記載すること。

(1) 作業開始前

- ① 当該作業箇所に、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。
- ② 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されている場合、作業は開始してはならない。

(2) 作業開始後

- ① 当該作業箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避すること。
- ② 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避すること。
- ③ 退避に際しては、資機材の撤去に時間を要する場合、人命を最優先とし、作業中の資機材を放置する。

(3) 作業開始・再開の条件

作業の開始及び再開については、次の3項目の全てが確認されることを条件とする。

- ① 当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されていないことが確認されること。
 - ② 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。
 - ③ 作業着手前の安全確認について、施工計画書に定める事項の全てを完了すること。
- (4) 受託者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、作業主任者の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システム若しくはこれに替わるものを配備すること。
 - (5) 受託者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、退避時の資機材放置及びこれらを盛り込んだ退避計画を作成し、作業計画書に記載すること。退避計画の基本事項は、次のとおりとする。

- ・作業中止基準の明示
- ・退避指示の確実な伝達方法
- ・退避時に放置する資機材などによる管内の状況予測，退避時間を考慮した退避ルート の決定
- ・退避訓練の実施について

(6) 受託者は，不測の事態においても人命を確保するため，作業に先立ち，管内に人孔間を結ぶ救助用ロープ[°]の設置，人孔への縄梯子の設置，安全帯の装着など，適宜，作業環境に応じた対策を組み合わせ，安全対策の充実を図ること。

4.3 交通安全管理

受注者は，工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは，積載物の落下等により，路面を損傷し，又は汚損することがないようにするとともに，特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

工事期間中は，公道の出入り口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。

4.4 歩行者通路の確保

受注者は，歩道等で工事を施行する場合，関係官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し，安全な歩行者通路を確保しなければならない。また，車道に歩行者通路を設置する場合，堅固な柵等で車道と明確に区分し，その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。

4.5 事故時の措置及び報告

受注者は，工事の施工中に事故が発生した場合には，直ちに施工を中止して応急措置を講じ，監督員へ報告するとともに，事故の発生原因，措置及び被害状況をまとめた「事故発生報告書」を遅延なく監督員に提出しなければならない。

さらに，事故被害の拡大人身災害の発生が予測される場合については，地元住民等への広報や避難，作業員の避難等の措置を講じなければならない。また，施工計画書の緊急連絡体制に基づき，直ちに関係機関等に連絡し，関係機関の指示に従い，その被害拡大の防止に努めなければならない。

第5節 監督員による確認及び立会い

5.1 監督員による確認，立会いなど

監督員は，工事が契約図書どおりに行われているか確認をするために，必要に応じて工事現場又は製作工場に立ち入り，立会い又は資料の提出を請求できるものとし，受注者はこれに協力しなければならない。

- (1) 受注者は監督員による検査（確認を含む）及び立会いに必要な準備，人員・資機材等の提供，写真その他資料の整備をしなければならない。
- (2) 受注者は契約書に基づき，監督員の立会いを受け，材料検査に合格した場合であっても，検査及び引渡し義務を免れないものとする。

5.2 工事関係者に対する措置請求

監督員は，現場代理人，監理技術者等が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して，著しく不相当と認められるものがあるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第6節 検査

6.1 工事完了検査

受注者は，工事完了届を監督員に提出する際には，次に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。

- ①契約図書に示される全ての工事が完了していること。
 - ②監督員の請求した改造が完了していること。
 - ③工事記録写真，出来形管理写真，工事関係図面等の資料整理が全て完了していること。
 - ④契約変更を行う必要が生じた工事においては，最終変更契約を締結していること。
- (1) 検査員は，監督員及び受注者の臨場のうえ，工事目的物を対象として契約図書と対比し，次に掲げる検査を行うものとする。
 - ・工事の出来形について，形状，寸法，精度，数量，品質及び出来ばえ
 - ・工事管理状況に関する書類，記録，写真等
 - (2) 検査員は，修補（改造，補修，手直し等）の必要があると認めた場合には，受注者に対して期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6.2 完了図書等

受注者は，工事の完了の際には出来形測量を行い，その計測結果に基づいて完了図等を作成し，設計図書により義務付けられた資料と合わせて監督員に提出しなければならない。

ない。

受注者は、工事のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

- (1) 竣工図（上質紙による出力）・・・2部
- (2) 工事記録写真帳・・・1部
- (3) 工事概要説明書（A3カラー）・・・3部

（現場写真を交え施工ステップごとに工事概要を説明した資料）

- (4) 提出書類及び上記の電子データ（OR G，P D F）を収録したD V D・・・1部

※竣工図の電子データは、P D F形式及びC A Dデータとし、データ形式については、D W G，J W W形式とする。環境設定ファイルおよび作図要領等は監督員と協議によること。

なお、D V D-Rには工事件名，請負者，工期，使用したウイルス対策ソフト（使用したバージョン含む），チェック年月日を記載すること。

なお、個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

第7節 その他留意点

7.1 施工連絡

日々の施工連絡については、工事着手前までに本課あてEメールにて行うこと。連絡事項については以下によること。

- (1) 工事箇所と作業内容
- (2) 作業時間
- (3) 交通規制形態の概要
- (4) 緊急連絡先

なお、送付先メールアドレスは「gesui@city.chofu.lg.jp」とし件名に監督員の名前及び工事件名を記載すること。

本工事は、設計図書および本仕様書に基づいて施工するが、設計図書に明示されていない事項で、工事の性質上当然必要なものは監督員と協議して施工する。

7.2 関係機関との諸協議

本工事に必要な関係官公署、企業への諸手続きは、請負者が行うこと。

7.3 未協議事項

受注者は工事着手後に条件が異なった場合には、関係資料を作成の上、監督員と書面協議するものとする。

7.4 提出書類の電子化納品

本工事の提出書類については、電子の事前確認を行ったのち書類提出を行う試行案件である。

電子の送付方法については監督員と協議の上行うものとし、最終的に電子と紙面の両方納品するものとする。

なお電子データについては、PDFもしくはXDWとする。

7.5 その他

- (1) 事前の調査および作業時において、下水道施設に破損、不等沈下等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、工事施工に当たって当然必要となるものは、受注者の負担において処理すること。

接着補強型止水工事 特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、施工対象人孔内を補修する場合に適用する。なお、本仕様書に記載のない項目については、「土木工事標準仕様書（東京都下水道局）」「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）」に準ずる。また、止水補修工は、接着補強型止水工法の仕様としているが、同様の品質規格に適合する他の工法の使用を妨げるものではない（但し、建設技術審査証明を取得したものであることを条件とする）。

2. 工法・使用材料等

施工対象人孔管口部に、クラック・破損が生じており、その補修を行うものである。管口周りのクラック・破損部は接着補強型止水工法（ガラスクロス仕様）で行い、躯体補修として人孔壁面クラック部及び大口径管口周りクラック部の剛性回復（湿潤面对応型エポキシ樹脂注入充填）、破損部の断面修復材としては超早強性ポリマーセメントモルタルを使用するものとする。

（1）止水補修工

（1）工法

接着補強型止水工法

接着補強型止水工法は、止水材及び表層ライニング材等を使用してクラックの補修及び浸入水の止水を行うものである。

（2）止水性能

施工性	水量 3L／分、水圧 0.05MPa の浸入水下で施工が可能であること。
耐水圧性	硬化養生後 0.2MPa 以上の外水圧に対し、剥離・損傷がないこと。

（3）使用材料

材料は、高湿度環境に対応可能な工法及び材料とする。また、接着補強型止水工法に使用する材料においては、湿潤面に対しても優れた接着性を有している材料とする。

- ・ 止水材 急結セメント等（特殊水性エポキシ樹脂混入等）
- ・ 表層材 無溶液型エポキシ樹脂モルタル等（補強繊維積層）

※無溶剤型エポキシ樹脂モルタル（水中硬化型）は、施工 3 時間後に水中養生が可能なものとする。

2) その他躯体補修工

(1) 超早強ポリマーセメントモルタル（断面修復材）の品質規格

項	目	品 質
曲げ強度	材令 1 日	2.0N/mm ² 以上
	材令 7 日	3.0 N/mm ² 以上
	材令 28 日	5.0N/mm ² 以上
圧縮強度	材令 1 日	10N/mm ² 以上
	材令 7 日	21 N/mm ² 以上
	材令 28 日	24 N/mm ² 以上
接着性	材令 7 日	1.2 N/mm ² 以上
	材令 28 日	1.5 N/mm ² 以上
長さ変化率	材令 28 日	－0.1% 以上

※断面修復材料は、上表の品質規格に合格したものとする。

3. 施工管理

接着補強型止水工の施工管理基準

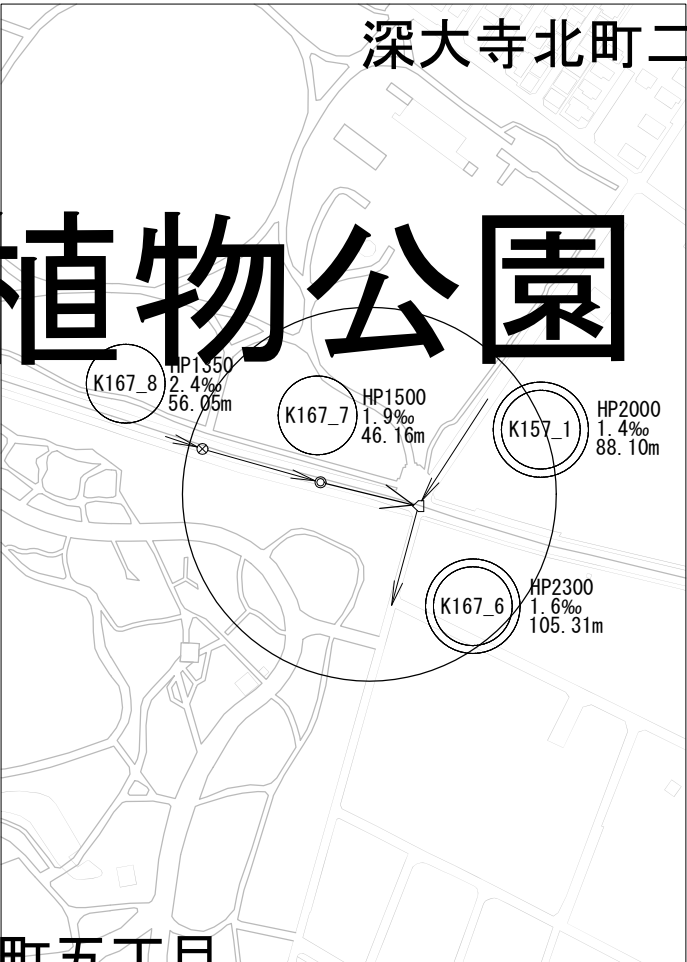
	試験項目	試験方法	備考
ライニング材	外観・目視	目視・触診	止水されていること。 塗り残し、ピンホール等の欠陥がなく、平滑に仕上がっていること。 浮き、ひび割れ、硬化不良等が認められないこと。
	ライニング材接着力試験 (コンクリート平板に、現場施工時塗布)	引張試験機による接着力試験 (コンクリート平板塗布試験体)	平均 1.5N/mm ² 以上 最小値 1.2N/mm ² 以上 5 か所に 1 箇所毎に 1 枚作成 1 枚の試験個数=3



位置図 縮尺=1:10,000
調布市深大寺北町2丁目地内

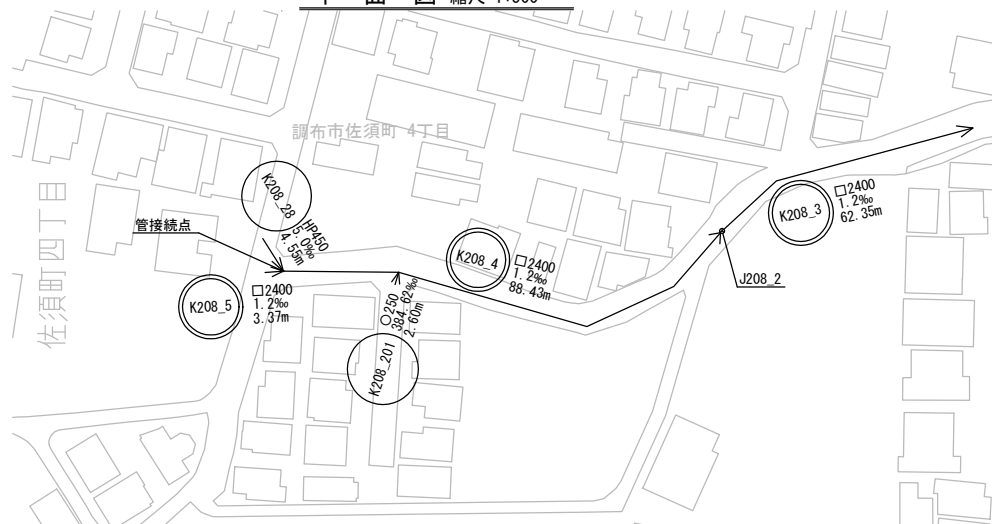
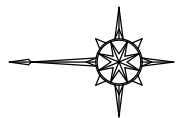


系統図 縮尺=1:5,000
調布市深大寺北町2丁目地内

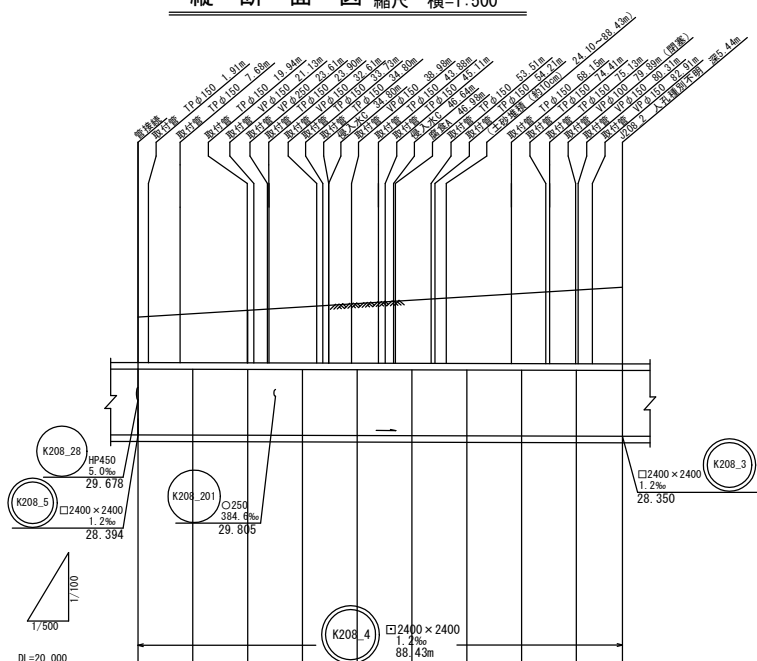


凡 例	
記 号	名 称
→	対象路線
→	既設路線
⊗	既設3号人孔
⊙	既設4号人孔
⊕	既設特殊人孔
○1000 5.0‰ 50.00	管径 (mm) 勾配 (‰) 延長 (m)
500	路線 番号

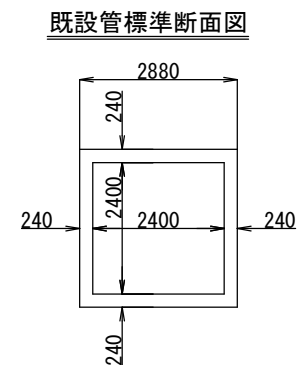
平面図 縮尺=1:500



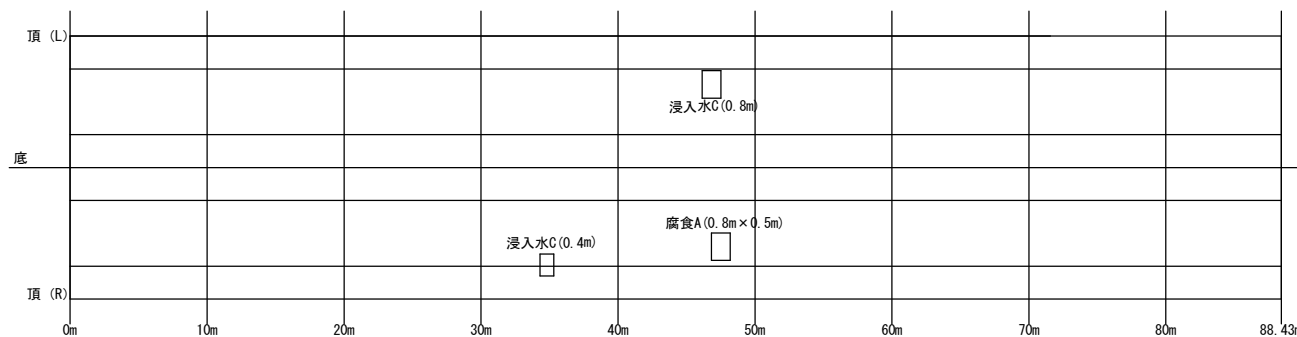
縦断面図 縮尺 縦=1:100
横=1:500

[illegible]

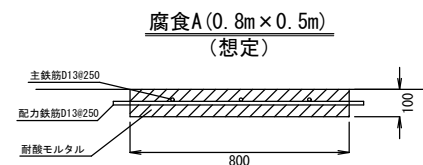
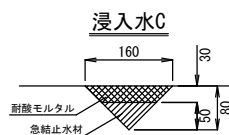
標準断面図 縮尺1:50



展開図縮尺 縦=1:100
横=1:200



対策概略図



位置図 縮尺1:10000



件名	令和7年度下水道ストックマネジメント修繕工事		NO. 7 / 13 枚之内
図名	K208_4 平面図・縦断面図【修繕管】		
令和7年4月		調布市 環境部 下水道課	

位置図 縮尺=1:10,000
調布市佐須町 4 丁目地内

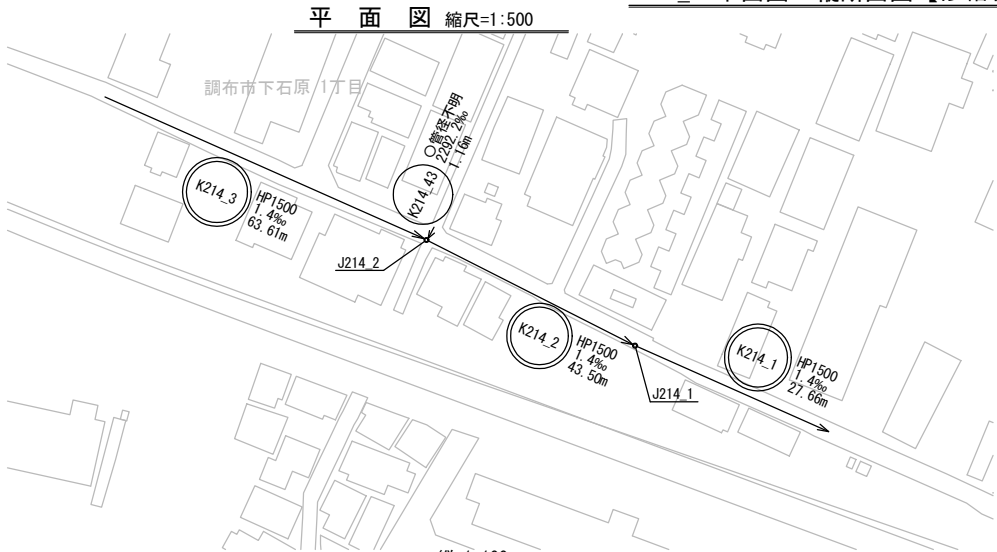


系統図 縮尺=1:5,000
調布市佐須町 4 丁目地内

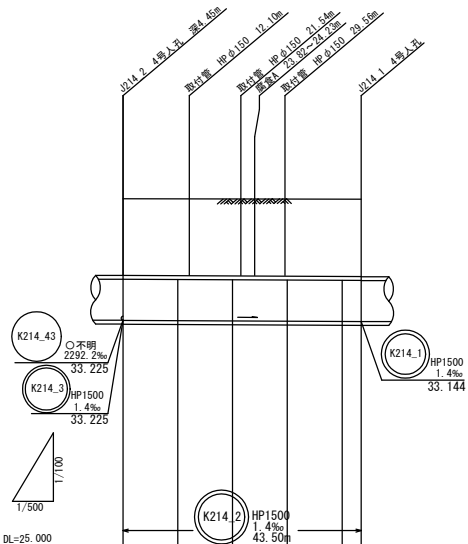


凡 例	
記 号	名 称
	対象路線
	既設路線
	管接続点
	既設不明人孔
	○1000 5.0‰ 50.00
	管径 (mm) 路 線 勾配 (‰) 番 号 延長 (m)

K214_2 平面図・縦断面図【修繕管】



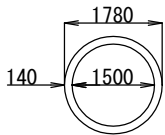
縦断面図 縮尺 縦=1:100 横=1:500



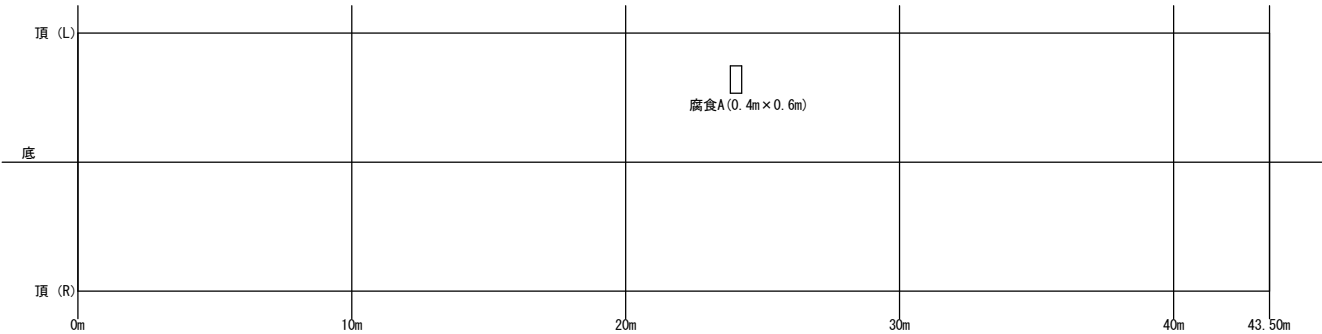
地盤高	37.630	37.630	37.630	37.630	37.630	37.630
土被り	2.800	2.800	2.800	2.800	2.800	2.800
管頂高	34.735	34.830	34.830	34.830	34.830	34.830
管底高	33.295	33.190	33.190	33.177	33.164	33.164
区間距離	0.000	10.000	10.000	10.000	3.500	3.500

標準断面図 縮尺1:50

既設管標準断面図

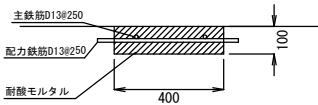


展開図 縮尺 縦=1:50 横=1:100

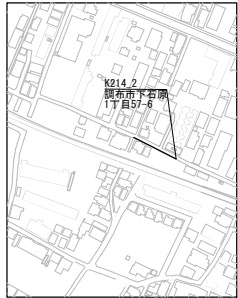


対策概略図

腐食A (0.4m × 0.6m)
(想定)



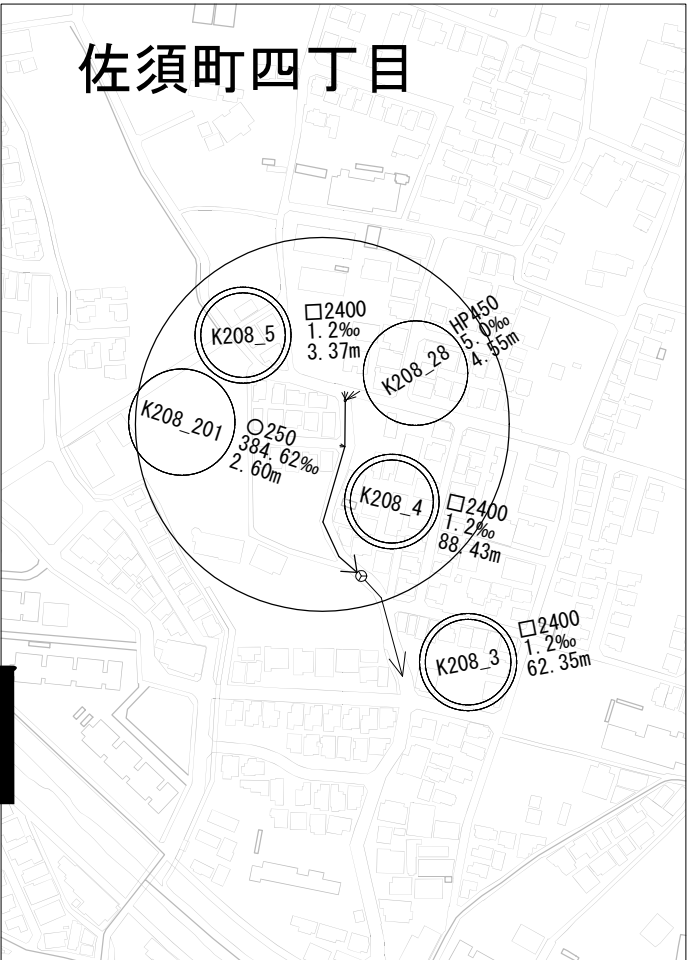
位置図 縮尺1:10000



位置図 縮尺=1:10,000
調布市佐須町 4 丁目地内

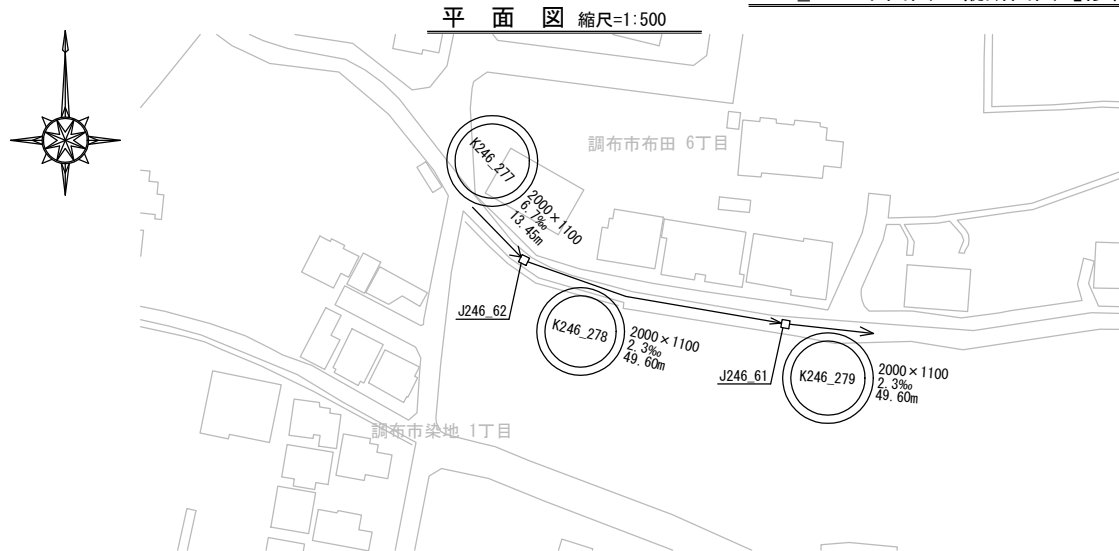


系統図 縮尺=1:5,000
調布市佐須町 4 丁目地内

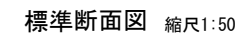


凡 例	
記 号	名 称
	対象路線
	既設路線
	管接続点
	既設不明人孔
	○1000 5.0‰ 50.00
	管径 (mm) 路線 番号
	勾配 (‰) 延長 (m)

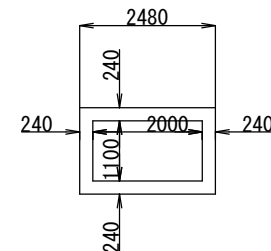
K246_278 平面図・縦断面図【修繕管】



縱断面図 縮尺 縦=1:100
横=1:500

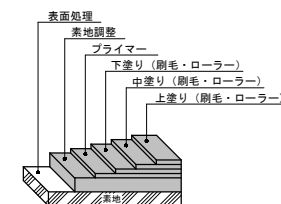


既設管標準断面図



被覆工詳細図

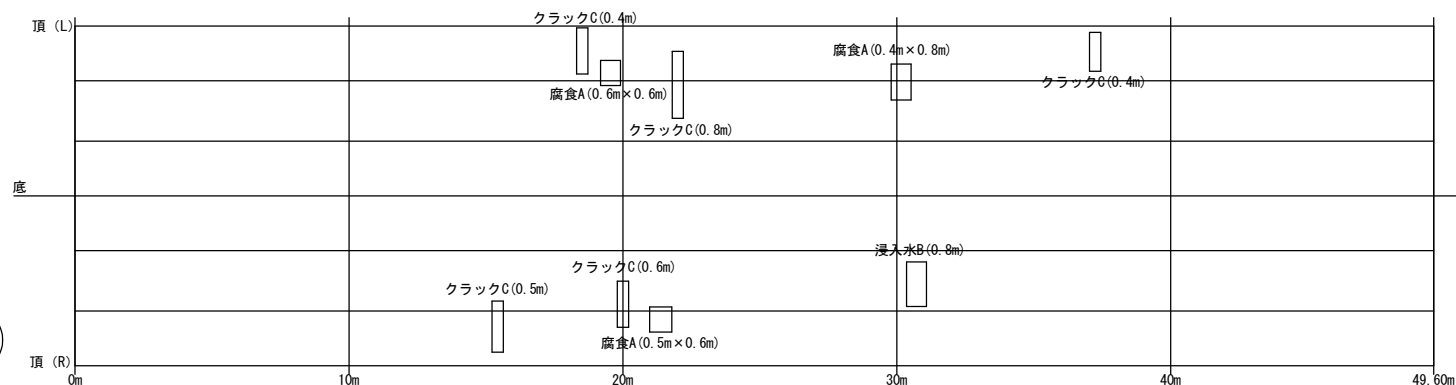
コンクリート防食工：B種
(エポキシ樹脂 塗布3回以上、 $t=0.35\text{mm}$ 以上)



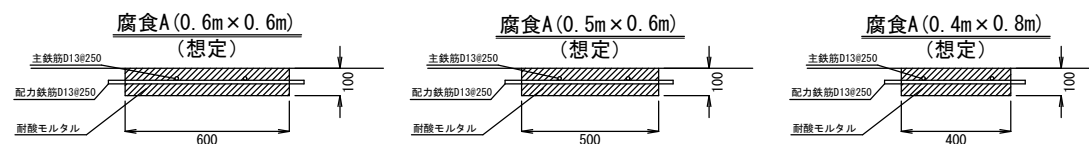
注記)

- ・日本下水道事業団の「下水道コンクリート構造物の高度抑制技術及び防食技術マニュアル」(平成24年4月)のB巻の仕様に対してはエポキシ樹脂工とすると
- ・施工時に、コンクリート製物の表面を乾燥させ、
- ・前処理、表面処理として、セパレーター端部の処理、浸入管まわりの処理、目地、付着剤の除去を行うこと。
- ・フィラーは容積に主材を入れ、攪拌機で攪拌しながら硬化剤を注ぎ込み、均質なスラリー状になるまで攪拌する。
- ・フィラー、プライマー、主材、中塗、上塗を15℃以下の低温時に1層は硬化しうることで
- ・施工工、乾燥中などに換気室を十分に開け、ミスや高さを吸い込まないようとする。

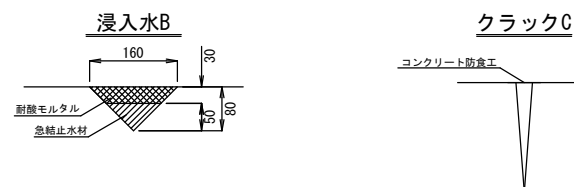
展開図 縮尺 縦=1: 50
横=1:100



对策概略図



位置図 縮尺1:10000

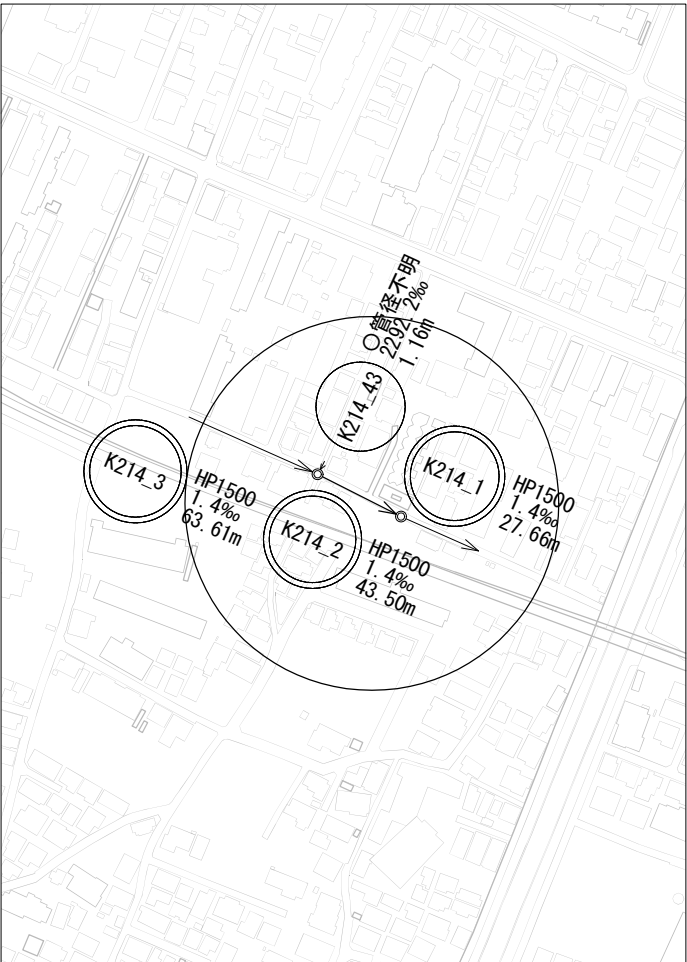


件名	令和7年度下水道ストックマネジメント修繕工事		NO. 11 / 13 枚之
図名	K246_278 平面図・縦断面図【修繕管】		
令和 7 年 4 月		調布市 環境部	下水道課

位置図 縮尺=1:10,000
調布市下石原1丁目地内

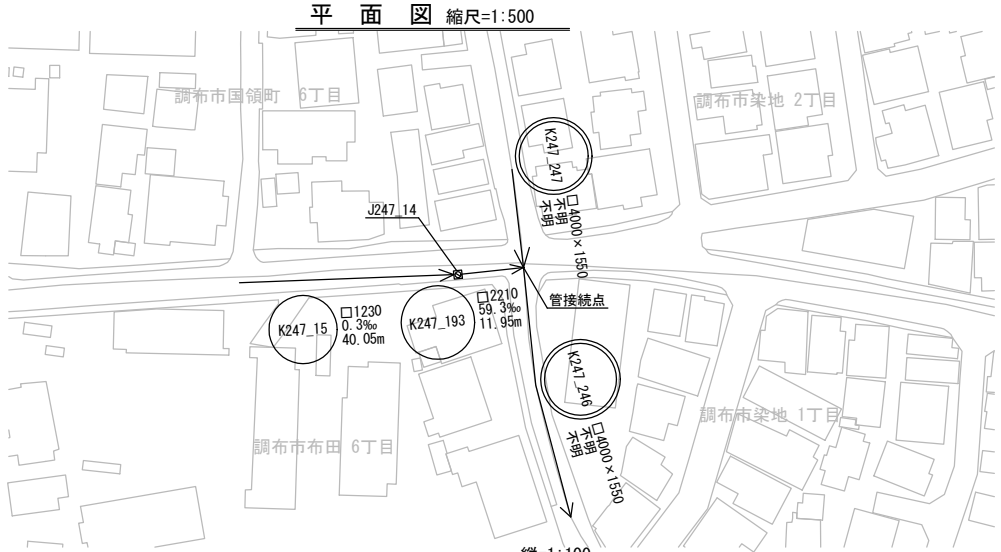


系統図 縮尺=1:5,000
調布市下石原1丁目地内

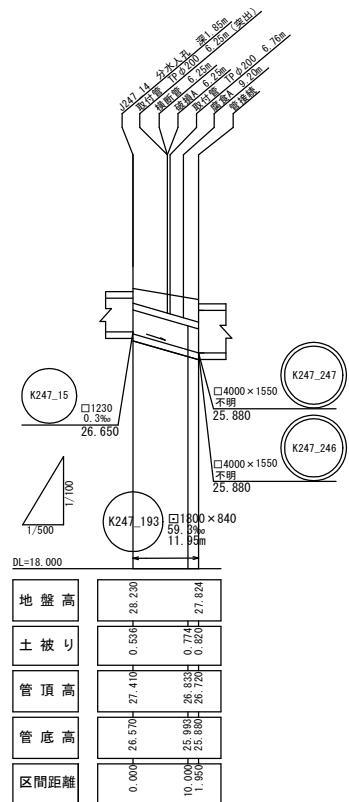


凡 例	
記 号	名 称
→	対象路線
→	既設路線
○	既設4号人孔
○ 500	管径 (mm) 5.0‰ 50.00
○ 500	路線 番号
○ 500	勾配 (‰) 延長 (m)

K247_193 平面図・縦断面図【修繕管】

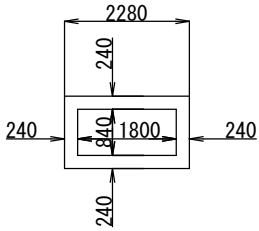


縦断面図 縮尺 縦=1:100 横=1:500



標準断面図 縮尺1:50

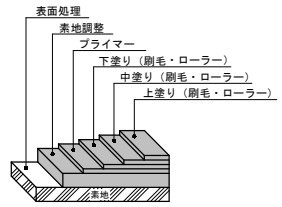
既設管標準断面図



被覆工詳細図

コンクリート防食工：B種

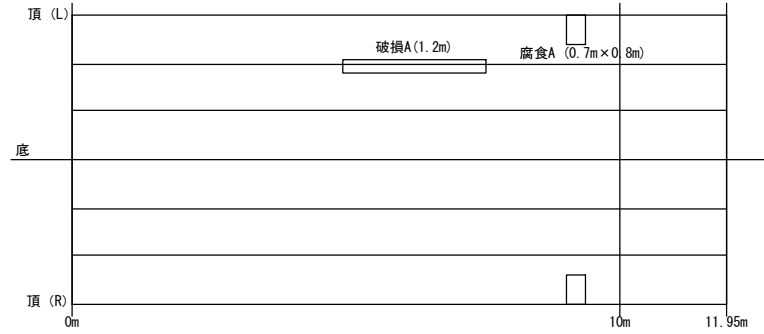
(エポキシ樹脂 塗布3回以上、t=0.35mm以上)



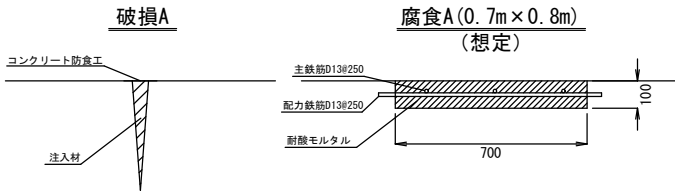
注記)

- ・日本下水道事団の「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」(平成24年4月)のB種の仕様に対応したエポキシ樹脂工法とする。
- ・施工前に、コンクリート躯体の欠陥部の処理を行うこと。
- ・前処理、表面処理として、セパレーター端部の処理、流入管まわりなどの処理、目地、付着阻害物の除去を行うこと。
- ・フィラーは容器に主材を入れ、攪拌機で攪拌しながら硬化剤を注ぎ込み、均質なスラリー状になるまで攪拌する。
- ・フィラー、プライマー、下塗、中塗、上塗は共に5℃以下の低温時には硬化が遅くなるので使用しないこと。
- ・施工中、乾燥中とともに換気を十分に行い、ミストや蒸気を吸い込まないようにすること。

展開図 縮尺 1:50



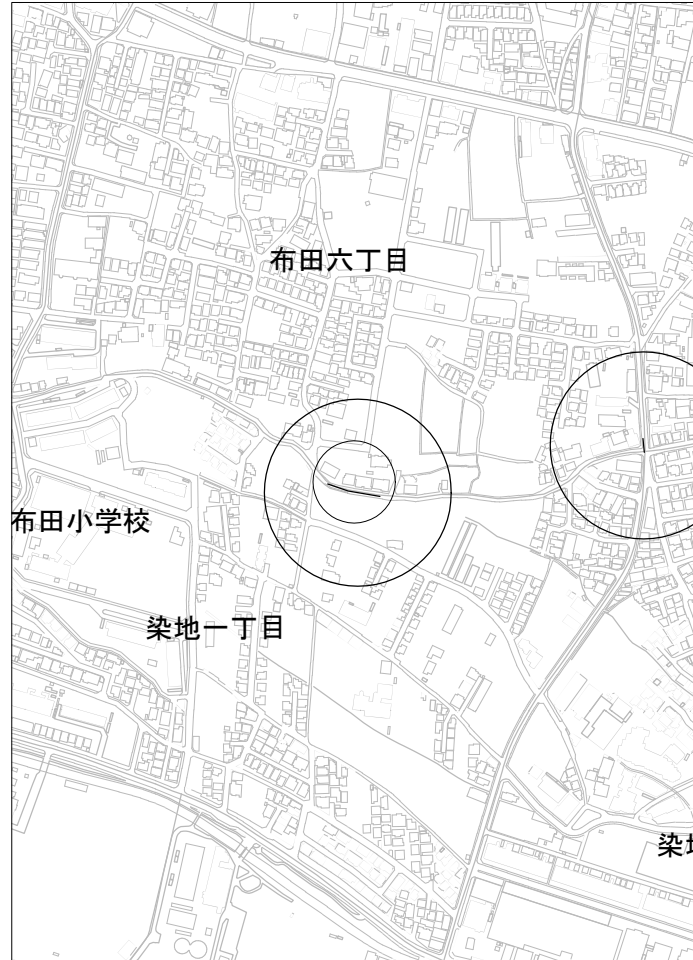
対策概略図



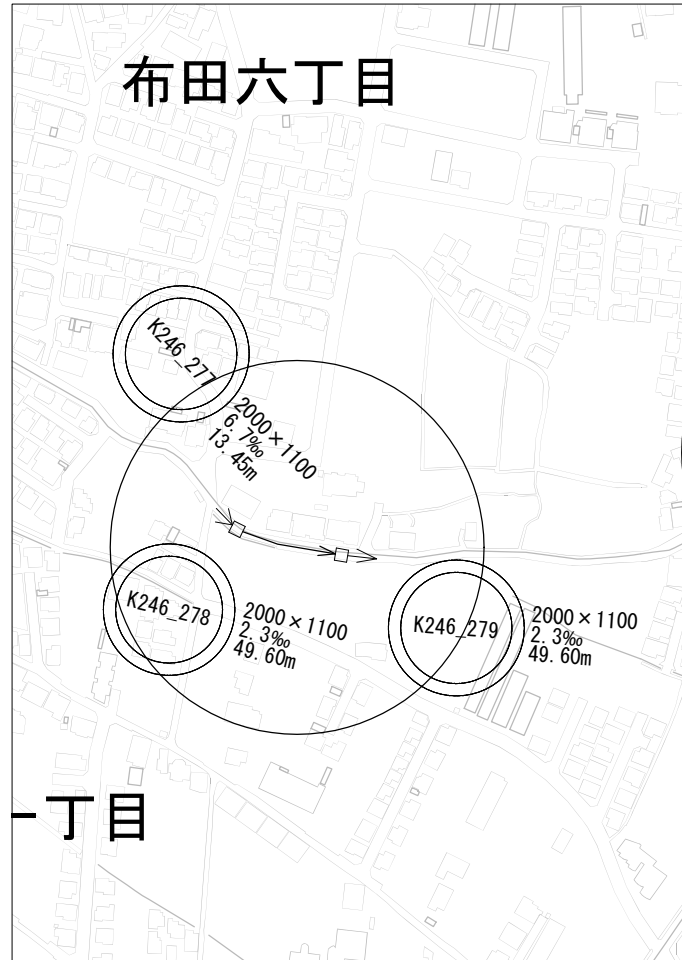
位置図 縮尺1:10000



位置図 縮尺=1:10,000
調布市布田6丁目地内



系 統 図 縮尺=1:5,000
調布市布田6丁目地内



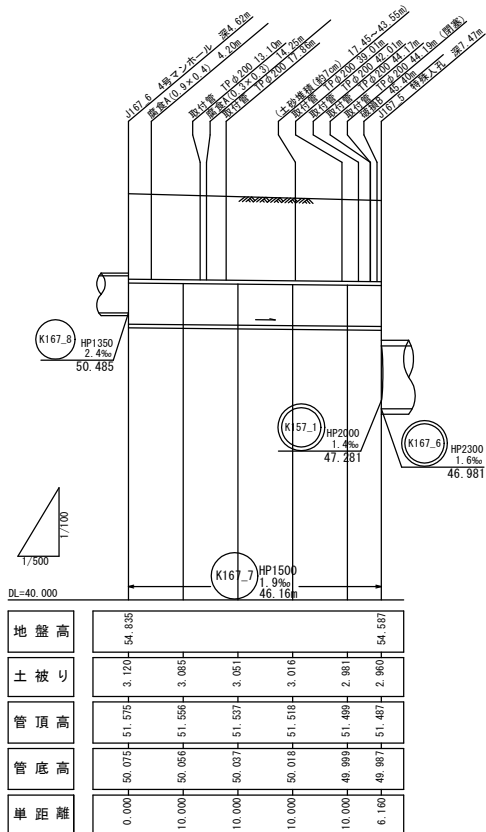
凡 例	
記 号	名 称
	対象路線
	既設路線
	既設6号人孔
	○1000 5.0‰ 50.00
	路線 管径(mm) 勾配(‰) 番号 延長(m)

K167_7 平面図・縦断面図【修繕管】

平面図 縮尺=1:500

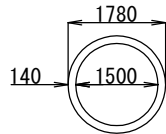


縦断面図 縮尺 縦=1:100 横=1:500



標準断面図 縮尺1:50

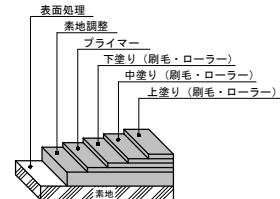
既設管標準断面図



被覆工詳細図

コンクリート防食工：B種

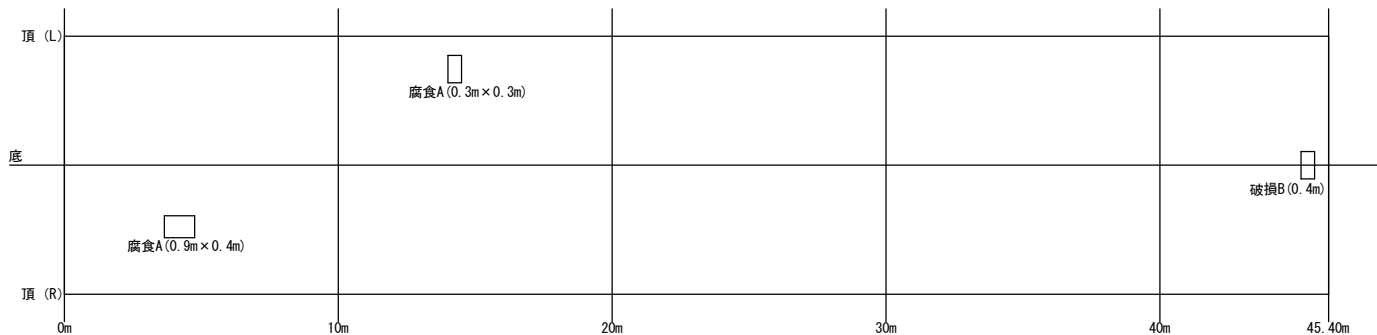
(エポキシ樹脂 塗布3回以上、t=0.35mm以上)



注記)

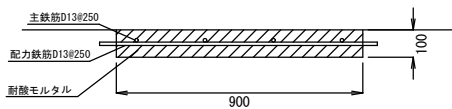
- ・日本下水道事業団の「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」(平成24年4月)のB種の仕様に対応したエポキシ樹脂工法とする。
- ・施工前に、コンクリート躯体の欠陥部の処理を行うこと。
- ・前処理、表面処理として、セパレーター端部の処理、流入管まわりなどの処理、目地、付着阻害物の除去を行うこと。
- ・プライヤーは容部に主材を入れ、攪拌機で攪拌しながら硬化剤を注ぎ込み、均質なスラリー状になるまで攪拌する。
- ・プライヤー、プライマー、下塗、中塗、上塗は共に5℃以下の低温時には硬化が遅くなるので使用しないこと。
- ・施工中、乾燥中とともに換気を十分にを行い、ミストや蒸気を吸い込まないようにすること。

展開図 縮尺 縦=1:50 横=1:100

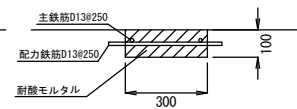


対策概略図

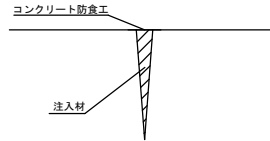
腐食A (0.9m × 0.4m)
(想定)



腐食A (0.3m × 0.3m)
(想定)



破損B

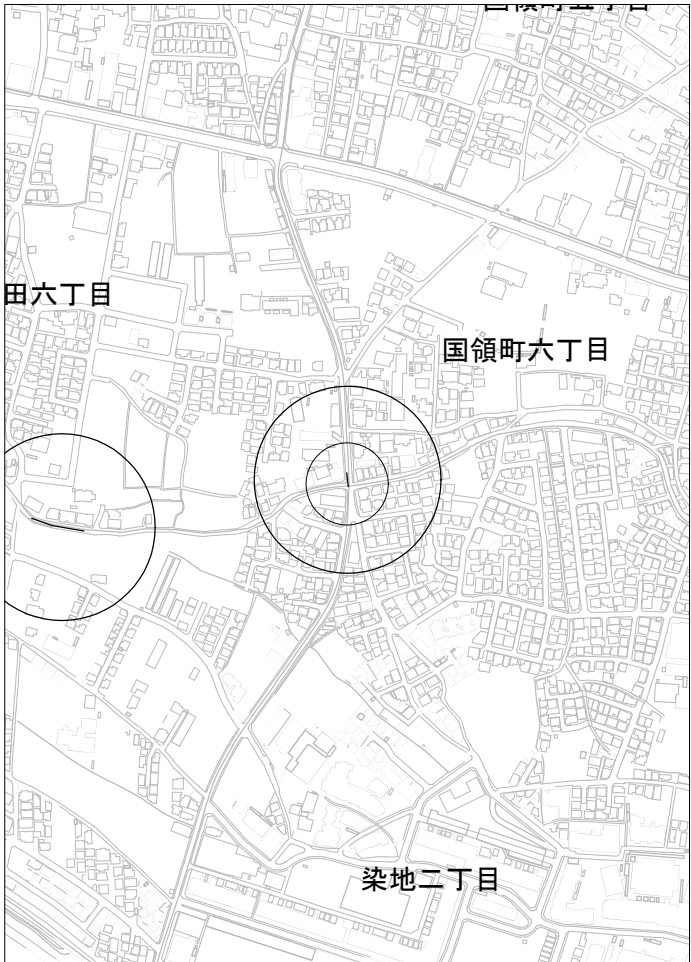


位置図 縮尺1:10000

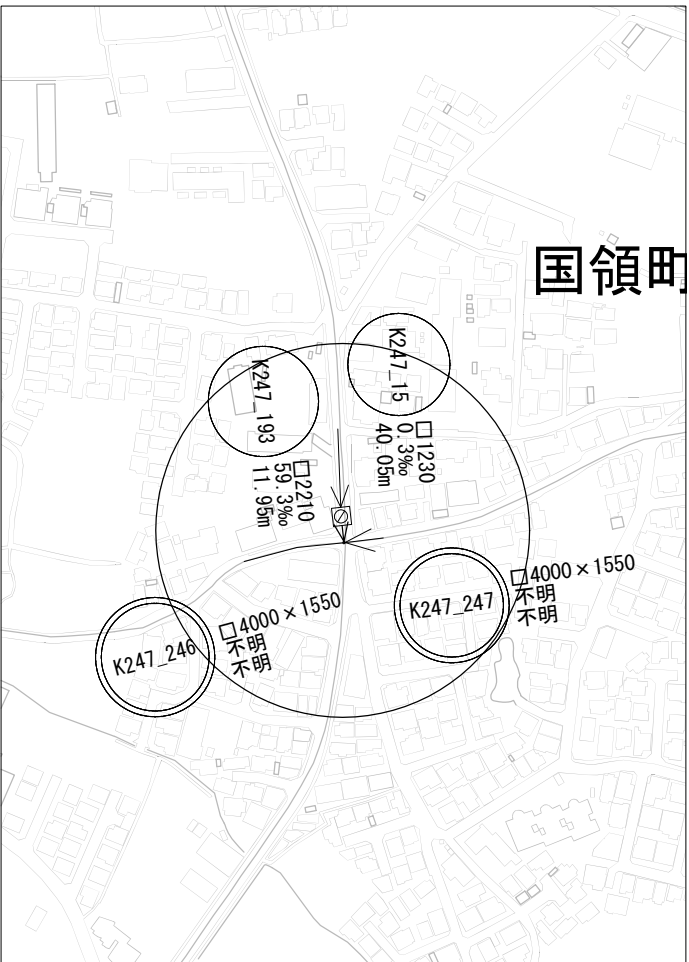


件名	令和7年度下水道ストックマネジメント修繕工事	NO.	3
図名	K167_7 平面図・縦断面図【修繕管】	枚之内	13
令和7年4月	調布市 環境部 下水道課		

位置図 縮尺=1:10,000
調布市布田6丁目地内

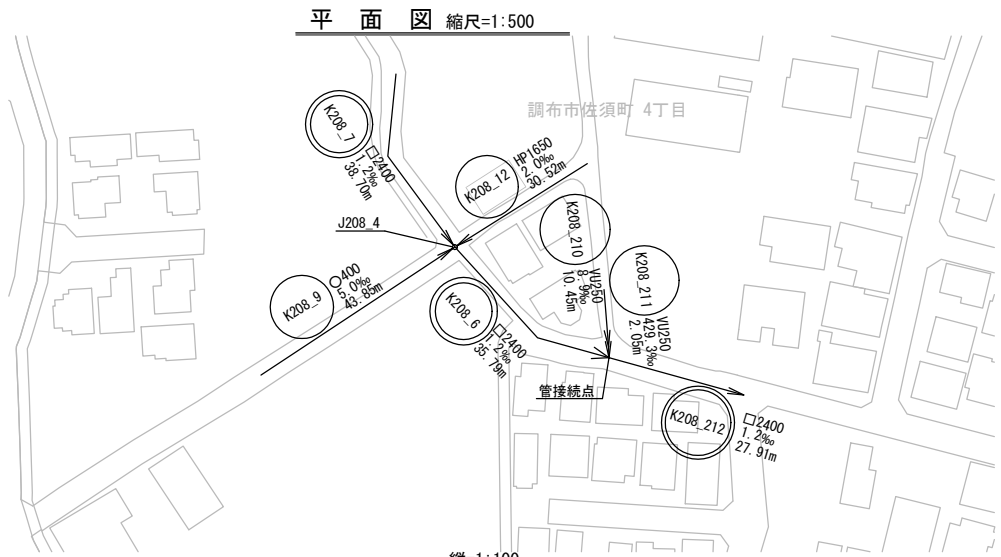
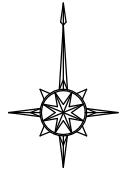


系統図 縮尺=1:5,000
調布市布田6丁目地内

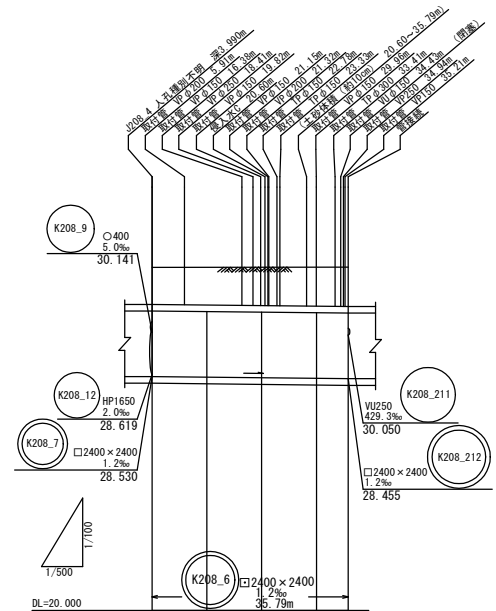


凡 例	
記 号	名 称
→	対象路線
→	既設路線
○	管接続点
—○—	既設分水人孔
○500	管径 (mm) 5.0‰ 50.00
○	路線 番号
○	管径 (mm) 勾配 (‰) 延長 (m)

K208_6 平面図・縦断面図【修繕管】



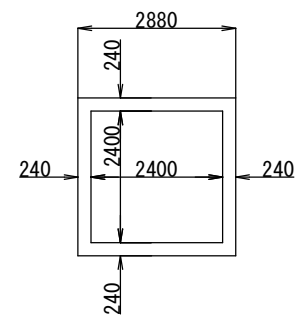
縦断面図 縮尺 縦=1:100 横=1:500



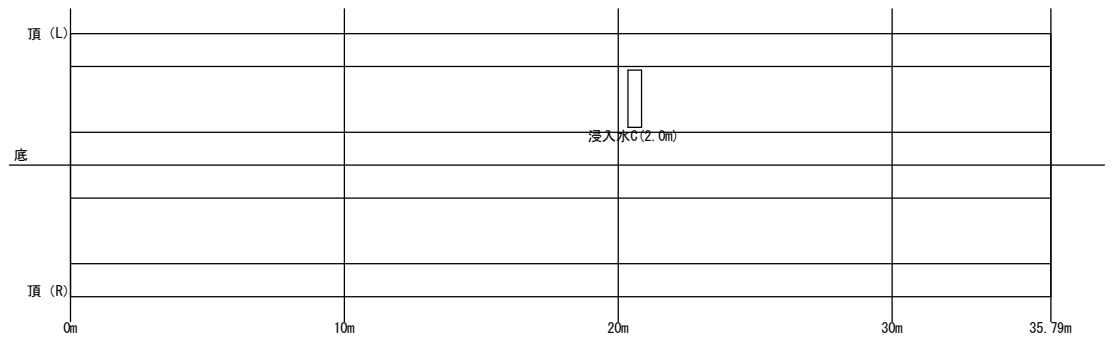
地盤高	32.520	32.520	32.520	32.520
土被り	1.350	1.374	1.397	1.421
管頂高	30.930	30.900	30.888	30.855
管底高	28.530	28.505	28.497	28.455
区間距離	0.000	0.000	0.000	5.794

標準断面図 縮尺1:50

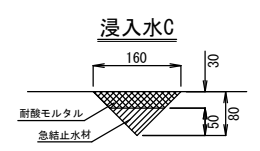
既設管標準断面図



展開図 縮尺 1:100



対策概略図



位置図 縮尺1:10000

